

文教福祉常任委員会

平成 2 1 年 6 月 9 日

午前 9 時 3 0 分 開 会

於大口町役場第 1 委員会室

1. 協議事項

1. 議案第42号 大口町まちづくり基本条例の制定について
2. 議案第43号 大口町国民健康保険税条例の一部改正について
3. 議案第44号 大口町児童厚生施設等の設置及び管理に関する条例の一部改正について
4. 議案第46号 平成21年度大口町一般会計補正予算（第2号）（所管分）
5. 議案第47号 平成21年度大口町介護保険特別会計補正予算（第1号）
6. 議案第48号 尾張市町交通災害共済組合を組織する地方公共団体の数の減少及び尾張市町交通災害共済組合同約の変更について
7. 議案第49号 愛知県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び愛知県後期高齢者医療広域連合同約の変更について

2. 出席委員は次のとおりである。（7名）

委 員 長	丹 羽 勉	副 委 員 長	木 野 春 徳
委 員	吉 田 正	委 員	岡 孝 夫
委 員	宮 田 和 美	委 員	鈴 木 喜 博
委 員	酒 井 久 和		

3. 欠席委員は次のとおりである。（なし）

4. 委員会条例第 1 7 条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	酒 井 鍬	教 育 長	長 屋 孝 成
地域協働部長	大 森 滋	地域協働部参事 兼環境課長	松 浦 文 雄
健康福祉部長	村 田 貞 俊	生涯教育部長	三 輪 恒 久
生涯教育部 参 事	鈴 木 一 夫	町民安全課長	前 田 正 徳
地域振興課長	平 岡 寿 弘	戸籍保険課長	江 口 利 光

福祉こども 課長	馬場輝彦	保育長	中野幸子
健康生きがい 課長	吉田治則	学校教育課長	近藤孝文
生涯学習課長	近藤定昭	生涯学習課 主幹	櫻井敬章
戸籍保険課長 補佐	吉田幸弘	福祉こども 課長補佐	天野浩
健康生きがい 課長補佐	服部昭彦		

5. 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	小島幹久	議会事務局長 次	佐藤幹広
--------	------	-------------	------

(午前 9時30分 開会)

○委員長(丹羽 勉君) それでは、改めましておはようございます。

本日は、文教福祉常任委員会にお集まりをいただき、ありがとうございます。

当委員会に付託を受けました7議案については、皆様方の慎重な御審査をいただき、適切なる御決定を賜りますようお願いを申し上げ、開会のあいさつとさせていただきます。よろしく申し上げます。
町長。

○町長(酒井 鎧君) 改めまして、皆さん、おはようございます。

本日は文教福祉常任委員会、第1回の会合にお集まりいただき、まことにありがとうございます。
委員長さんを初め委員の皆様方には、1年間大変お世話になります。よろしくお願い申し上げます。

また、今回、5日の本会議で付託を受けられました7議案について御審査をいただきます。よろしくお願いを申し上げ、開会のごあいさつといたします。

○委員長(丹羽 勉君) それでは、ただいまから文教福祉常任委員会を開きます。

本会議において提案説明を受けておりますので、直ちに質疑に入ります。

議案第42号 大口町まちづくり基本条例の制定についてを議題とします。

質疑ありませんか。

(挙手する者あり)

○委員長(丹羽 勉君) 吉田委員。

○委員(吉田 正君) 本会議に引き続き質問をさせていただきますけれども、私も本会議以降に第17回大口町町民参加条例策定会議の会議録要旨というのをインターネットで取り寄せさせていただきました。私は、これを改めて読ませていただいて、非常に驚いたのは町長の姿勢であります。

何ゆえに住民が暴走するおそれがあるというふうに言われるのか、私は理解に苦しむわけでありませぬ。例えば、そんな古いことを言わなくてもええがやなんていうことを本会議の席でも言われましたけれども、しかしあえて言わせていただければ、じゃあ日本の歴史の中で住民が暴走するようなことがあった、そういうケースは、権力者の側から見るとあるわけですね。例えば古い記録を読むと、江戸時代ですけれども、小口村と呼ばれている時代ですけれども、その地域で百姓一揆が多く発生した、こういう記録もあるわけですけれども、これは何も住民が一揆をやりたくてやったわけではない。その時の権力者に対して、自分の生活ができない、守るためにそうした一揆が多分行われたであろうということは十分に推察できるわけでありませぬ。

そうしたことを考えましても、むしろ住民が暴走するというようなことよりも、時の権力者が暴走する、こちらの方が心配だ、これが私は自然の摂理ではないかというふうに思います。

この町民参加条例の策定委員会の委員の皆さん方の中にも、むしろそれは権力のある側の暴走の方が心配なんだよと、こういう御意見がやはり出ているわけでありませぬけれども、私はそうした中で、

町長があえて住民の暴走論をこの委員会の中で振りかざす、これは異常なことだというふうに思います。

それを受けて、部長と書いてあるんですけど、どういう部長さんか私はよくわかりませんが、この後、慌てて部長さんが言われたんでしょうね。町長の言われたのは、総合計画に携わった人は御存じだと思いますけれども、五つの尺度ということで、共生・発展・公平・協働・安全という五つの尺度があるんですけども、そういった観点から提案を、こういうくだけがあるわけでありまして、そのくだけと同時に、規則で一つそうしたものについては位置づけて判断していきたいということもこの中で部長さんがお答えになっているわけです。

あえてそういう必要はないのではないかというのが、この策定委員会の委員の方々の御意見であったらというふうに思うわけですが、規則で町の方にとって都合のいいものをどんどんつけることができるようになっていけば、むしろ私は町民参加を逆に阻害してしまうようなことになってしまうのではないかと考えるんですね。規則で後からどんどんつけ加えていく、これは私はよくないと思うんです。

ですから、この町民参加条例というのは、言ってみれば憲法みたいなものですよということで策定委員さんからも説明を受けました。じゃあ日本国憲法に規則というものはあるんですか。ないですよ。常には日本国憲法に対して、民法、刑法、その他の法律が、要するに国民の代表者が集まる国会というところで決めているわけですね。例えば自衛隊なんかを海外に派兵しようと思っても、今の憲法下ではなかなか許しがたいものがある。だから、特別措置法というものを議会の中で制定して、そのたびに制定しているんですね、現実の話は。だから、これが例えば規則でそういったことが自由にやれるようになるということになると、これは私はその政府の暴走以外、何物でもないというふうに私は思うんです。

そういう意味で、これが本当に憲法だ、大口町の憲法のようなものだとことを言われるのであれば、規則で対応するということは控えなければならぬ。法的にはできるかもしれませんが、しかし、それは控えるべきではないですか。そのことによって、権力者の側の暴走も食い止めていく必要が私はあると思うんですけども、いかがでしょうか。

○委員長（丹羽 勉君） 町長。

○町長（酒井 鉄君） この条例は、憲法のようなものということはこの会議の中で再三議論をされたことであります。そして、権力に対して縛りをかけていく、そういうものが憲法だという説明も聞きました。

私は、住民に縛りをかけるのではなくて、全体に倫理観を持った発議にしていきたい、こういうこととお願いをしたわけでありまして。住民の中には、権力を持った人、持たない人、いろいろ見えますけれども、一番重要なのは倫理観を大切にすることです。総合計画の中では、五つの尺

度として倫理観を訴えたわけであります。

私ども、一般に生きていく上でも、やはりその方向性というものがあると思います。発議をするときには、住民にとってみんなに共感を持たれるか、広がる可能性があるか、あるいはそれが継続できるか、そして深まるか、こういうことが私どもの大きな尺度であります。それをどう平たく表現するか、五つの尺度で表現するのか、倫理観をどう表現するのか、そんな提案をさせていただきました。この中で、その議論をいただいたところでありますので、住民の暴走という次元ではなくて、あらゆる発議者にその条例の倫理観を持たせてほしい、そんなことで発言をしたものでありますので、御理解をいただきたいと思っております。

○委員長（丹羽 勉君） 地域協働部長。

○地域協働部長（大森 滋君） 規則についての御質問もありましたので、私の方からもお答えさせていただきます。

規則については、やはり条例の趣旨に基づいて規則が制定されてくるということでありますので、この条例につきましては理念のところでは住民の参加と協働によるものを進めていくんだと、住民主権であるということをおうたっておりますので、それに基づいた内容で規則が当然考えられていくものだと思っております。

それと、規則についても策定会議に諮りながら、議会にも報告をして進めていく予定であるということで、そういった時間的な観点からいっても、6月に条例については制定をお認めいただいて、その後、そういった手続をとりながら規則の方も制定していきたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

（挙手する者あり）

○委員長（丹羽 勉君） 吉田委員。

○委員（吉田 正君） 策定委員会の会議のときの説明と、今の説明とでは、全く食い違うんですよ。違いますか。五つの尺度について、それは規則で制定させてもらうんだということじゃないですか。それは権力者の側から見た五つの尺度であります。これは住民の立場から見た尺度なのかどうかということを、やっぱり住民の側からも検証する必要があるんですよ。

例えば「自立」という言葉があるんですけども、その自立というのは、一体だれの目から見た自立なんですか。それは、町なら町の側から見た自立なんじゃないですか、それはあくまでも。だから、このように、その立場立場によってその尺度も変わってくるということなんです。

当然、その中で倫理観というものが左右されるということは、町長に言われなくても当然のことじゃないんですか。その当然のことをわざわざ規則の中で縛らなければならないということはあり得ないと私は思うんです。でなかったら、この条例を素直に見て活動しておられる人が、町の方の側から突然規則でこうなっていますからというふうに言われたときには、何ともならないわけですよ。規則

をつくれるのは、まさに権力のある町の側なんじゃないですか。住民の側で規則をつくることができるんですか、できないんですよ、実は。規則をつくれるのは、唯一町なんです。

そういう意味で、私は町長の今の住民に対する、それこそ倫理観ですね。暴走をする、極端な話であるかもしれんけれども暴走する。それには一定の歯どめをかけなければならないという物の考え方には、とても私はついていける物の考え方ではないというふうに思うんです。だから、せっかくいい町民参加条例というものができたとしても、規則によってゆがめられるおそれがあるとはならないというふうに思うんです。ここが一番大事なことだと思うんですよ。

憲法でもそうなんですけれども、規則がないものだから、解釈でどんどん変えようとしている人たちもいるわけですけども、しかし、条例については規則を設けることができるということになっておりますので、どんどん規則の中でその解釈をねじ曲げて変えていくこともできるんですよ。これ住民の運動が活発になればなるほど、そういうことが私は起こり得ることだというふうに思うんですね。

だから、そういう意味では、憲法だということ言うんだったら、規則は設けるべきではないと思うんです。一々、これは町民参加条例の中の第何条でしたか、ちょっと私忘れちゃったけど、その中で見直しをすることができるということが書いてあるんじゃないですか。一定の期間、28条ですか、そうですね。議会と町の執行機関は、地方自治における住民主権を実現するために、この条例が常に社会や大口町の状況に合った内容になるよう努めなければなりません。これわざわざ条例の見直しというのがあるんですけども、これがなぜここに入っているのかということでは、これは権力者の側の暴走ですね。規則等で縛るということではなく、基本的には条例でもって議会なら議会、そういう公の場でこういうものは見直していくんだと、それが私は本来の趣旨だと思うんですよ、もしこれが大口町の憲法のようなものだというふうに説明されるなら。そういう立場に残念ながら町執行部は、今の御答弁を聞いていてもなり切っていない、これは非常に残念なことであるというふうに言わざるを得ない。せっかく足かけ3年間にもわたって策定委員の皆さん方が議論していただいたことが、例えば規則をつくることによって、その策定されてきた委員さんたちの思いから外れる可能性も、これからあるわけです。そのときに、町はどのように説明されるんですか。やはりこの条例の趣旨に沿った形で見直しをするなら見直しをする、それはきちっと公開された場で見直しができるように、この条例の中で定めがあるわけですので、そういった形でやるべきじゃないんですか。私は、規則でこういった基本的なものについて縛っていくということは、あってはならない。基本は自由だと。

最初のうちの条文の中にも書いてあるわけですね、参加するかしないかというのは、それぞれの御判断なんだと。そういうことがわざわざ書いてあるのに、規則で縛る。これ策定委員会の会議録の要旨の中に、わざわざそういう発言も書いてあるんですよ、これ。私は、こういう考えが住民参加の自由を奪っていく一つの大きな要因だということをご指摘させていただきたいと思います。

こういうふうに考えておる以上、私はこれ、町の姿勢として改めていただく必要があるというふう

に思うんですね。いかがですか。

○委員長（丹羽 勉君） 町長。

○町長（酒井 鉄君） いろいろ解釈があるんだなあと思って、今聞いておりましたがけれども、この条例に盛ったとか縛るとか、そういう性悪説だとか性善説だとか、いろんな議論がありました、つくるときも。しかしながら、倫理というものはそういうものではなくて、倫理というものは、愛だとか、友情だとかそういうもの、縛るものではなくて、人間本来持ち合わせている善なるものを集約していくと倫理観になっていくと、こういうものであります。マナーであるとか、モラルであるとか、そういうものの総称であると思っております。だから、その言葉をどう入れるかということは大変重要なことだと。憲法という、あるいはこれから全体を掌握していく中で、この倫理というものは大変重要なものであるなあ。今、テレビでも愛だとか、義だとか、そういう言葉が言われておるわけですがけれども、この条例で生んでいくのは、そういったものを包括したものでなければいけない。それが倫理観を持たせるということだと思っています。

ただ、そういうふうに議論されると、全然何か違った方向へ行ってしまうなと思っていますけれども、それはちょっと違うんじゃないかなと、見解が、思っています。

（挙手する者あり）

○委員長（丹羽 勉君） 吉田委員。

○委員（吉田 正君） この住民参加条例の会議録要旨を見ても、愛だとか義だとか、そんな言葉は一言も出てこないんです。倫理観ということと言われるんだけど、その倫理観というのは、もともと人間が持ち合わせたものであって、だれかが縛るものではないし、何かの決まりがあるわけでもないんです。当然の話ですよ、そんなことは。だから、そんなことを言っているわけじゃないんです、私が言いたいのは。

この会議録の中にも載っている住民の暴走、これに対して五つの尺度で、規則で定めるということを書いてみえるものだから、私は説明を求めておるだけであって、今倫理観を持ち出して議論をすり変えているのはそちらの方だと思いますよ、これはね。それについての明確な御答弁が出てこないんですよ。

それからもう一つは、私はこの条例を見させていただいて、また本会議の議論の中で非常に気になるのは、道州制や市町村合併と住民参加条例を結びつけた答弁があったことです。これは非常に積極的なお考え方ではないですね。すべて受け身の物の考え方ですね。そういうものが道州制にしる、市町村合併にしる、もうあるんだから、皆さん方あきらめてくださいと、先に白旗を上げてみえる、これが今の町長の御発言じゃなかったですか。私は、それを聞いて本当に愕然としたんですね。

その上で、市町村合併をすれば行政サービスが縮小されていく。市町村合併されたところを見ればわかりますよね。どんどん町が寂れていくわけですから。それに備えるために、行政サービスが縮小

されたそのすき間を埋めるために、今からしていかなければならない、これも全部受け身なんですよ。町をどうするのかという展望を持った明るさというものを本当に感じられない、そういう御答弁をずっと聞かされていて、非常に私自身も暗いイメージを持ったところであります。

その上で、要するに行政サービスを縮小するから、そのすき間を埋めるというのはどういうことなのかというと、要するに行政の肩がわりを住民の皆さん方でやってくださいよと、そういうことなんですわね。

それは、今ある行政もどんどん縮小していく。市町村合併をやる前から縮小していくお考えであるというふうにも聞こえてくるんですけども、そこら辺はいかがお考えなんですか。

○委員長（丹羽 勉君） 町長。

○町長（酒井 鎧君） 今、時代はどんどん変わりつつある。その原因は、人口構造の変化、あるいは就労体系の変化、産業の変化、さらにはこれ以上は中央集権ではやっていけない、こういうことが始まったからだということは、本会議でも述べさせていただいたようであります。

さきに土光臨調が地方分権でなければやっていけない時代が来た、こういうことを示唆されたのは、もう10年も20年も前のことでもあります。そして、国が動き始めた、細川内閣の時代であります。もうこれ以上中央集権ではやっていけない、地方分権にしなければいけない。それで共産党以外の全党派が、新しく生まれた党派もそうですけれども、地方分権に対しては賛成をして、連立政権ができたわけであります。第1次の細川内閣、そして村山内閣、自民党と社会党が連立、こういう時代が来たわけであります。

私どもは、受け身で待っているのではなく、今中央集権の体制から地方分権の体制へ変わっていかなければ、これ以上やっていけない。私どもも行政から言えば中央集権の方が楽ですよ。国が全部責任を持つ、福祉の問題についても、福祉国家を目指す、こういう時代がありました。しかし、これではこれ以上の福祉はやっていけない。それで自助・互助、こんな形になってきた、これは地方分権の中でやっていかなければやり切れない、こういうことでもあります。

だから、福祉の体制を住民の皆さんとともに考えていく、町の発展を住民の皆さんと考えていく、こういう体制にするためには、新しい憲法も必要である。そういった中で、仕組みづくりをしていかなきゃいけない、こういうことに地方分権の元年がここへ来たんだというふうに思っていますし、この地域全体が大きく変わるときが来たんだと。

一宮、あるいは春日井が中核都市としてありますけれども、今、その周辺都市であります小さな都市は、春日井か一宮の方へ向かってこれからは動かなきゃいかんと。そうではなくて、この地域で合併をすれば、第3極、仮称の丹羽市ができるのではないかと。今、合併を進めてこなかった町々が合併をもう一度見直すときが来た。これは消極的ではなしに、積極的にこれから自治を見、住民の皆さんとともにやっていこうという提案でありますし、このことについては大きく広がっていきますし、

この考え方は続いていく考え方であると思っていますし、さらにこれによって福祉のありよう、あるいは町の発展の仕方が深まっていく、そのもとになると思っています。

残念ですけども、吉田委員とは物の見方、考え方が根本から違うので、御理解がいただけないかなあと、こういうふうに思っています。

(挙手する者あり)

○委員長(丹羽 勉君) 吉田委員。

○委員(吉田 正君) 私の考えと町長の考えが合わないということを町長はみずからこの場で言われるわけですけども、町長という立場は、この人口2万2,000余の人たちを相手にする職業であるということは御存じのとおりだというふうに思います。そういう意味では、この議場の中で私とあなたと考えが合わないから御理解はいただけないだろうというようなことを言われるのは、非常に私は心外であるというふうに思います。手を上げないでください。まだ話は終わっておりません。ルールは守っていただきたいというふうに思います。

そういう意味では、私はこのまちづくり基本条例というのは、これそのものを反対しているのではなく、これを運用していく町長の姿勢に私は問題があることを指摘せざるを得ない、そういうことであります。それは、本会議の答弁の折でもそうでありましたけれども、話は戻しますけれども、道州制、市町村合併、こうしたものがいずれ来る、2015年までにこれはやられるんだという説明がありました。しかし、それに対して、じゃあ自分の町は道州制にしろ市町村合併にしろ、そのままその波にのまれていけばいいのか。そういうことが問われるわけですね。だからこそ、このまちづくり基本条例をつくったんじゃないかと多分言われるんだろうと思うんですね。

ところが、この道州制だとか市町村合併という物の考え方は、何も地方の方から起きたわけではありません。先ほども町長さんはいみじくも言われましたけれども、土光臨調、それから細川内閣、これ何も地方が市町村合併を推進する、道州制も地方の方から推進してほしいなどというふうに始まった議論ではないんですよ。これは、みんな政府の方の一機関の中でこうしたものがどンドンと議論されていった、そういうものじゃないですか。むしろ、この道州制にしろ、市町村合併にしろ、これを推進するということは、中央集権の考えの中に乗った政策にほかならないものなんです、実はね。我々住民の方から、どこかの町と一緒にになりたいだとか、そんなことをだれが言い出したんですか。だれも言い出してないじゃないですか、現実の話。

私は、市町村合併の論議が始まる時に、そういうことを言われた人はだれ一人知りません。あったのは、県の方からこういうふうに、こういう枠組みで市町村合併をしたらどうだろうというような枠組みが上から押しつけられてきたじゃないですか、現実の話は。これのどこに中央集権じゃない、これが地方分権だというふうに言えるんですか。すべてこれは中央集権の物の考え方の中で、市町村合併にしろ、道州制にしろ、今行われているのがそのものじゃないですか。

地方分権ということと言われるのであれば、これは住民の立場に立って物事をぜひ議論していただきたい。道州制にしる、市町村合併にしる、それを容認する立場というのは、地方分権という物の考え方からは逸脱した物の考え方であるというふうに指摘をしておきます。以上です。

○委員長（丹羽 勉君） 町長。

○町長（酒井 鉄君） まず意見が違うと言いましたことは、このまちづくり基本条例に対して意見が違うということをお示しさせていただきましたということをまず認識いただきたい。

政党がとにあれ、会派がとにあれ、みんな町のためにと考えてみえることは十分理解しておるつもりでありますし、この10年間もそうしてきたつもりであります。

さらに1点、私は平成11年4月26日に町長に着任しました。以来10余年、町長としてやってきました。地方分権の時代に向けて、今、大口町がとるべき道は何かということをおたひたすら考えて、この10余年を過ごしてきたわけであります。

地方分権は、いや応なしに国としてこれから国づくりをしていく方向性を示したものだと思っています。地方分権は、住民の理解を得て、いろんな形でこのことが国、あるいは県で進められてきたと思っています。

大口町も、これに準じてというよりも、これに先駆けてやろうと、この10年間努力をしてきました。官から民へどう移転していくか、福祉の問題をどうしていくか、あるいはまちづくりを拠点としてどう考えていくか。一つには、福祉の拠点として新たな福祉の創造をしていくということでは、福祉会をつくっていただきました。今、社会福祉協議会がありますけれども、これは道州制が始まる、あるいは広域行政になっていく、合併が進む。そういった中では、一つの社会福祉協議会になっていく。シルバー人材センターがこれから各市町にはなくなっていく。そうすると、自立をさせる必要がある。これは、そういう準備を進めてきた。あるいは文化の問題、これから文化の問題、町の発展についてはどう考えていくか。商工会も一つになっていく、教育委員会もどこか中央へ行ってしまふ、他市町へ行ってしまふ。そうしたら、民でこれをつなぐ方法はないか。ウィル大口スポーツとか、ウィル大口カルチャー、これが文化を支えていくものだ。商工団体は、商工会が名前を変えて、この地域の発展に尽くしていく。そうしたら、この母体になるものをつくっていかなくやいかん。巡回バスを主体として、地域の発展を考えていくようなことができればと、そうしたことでTMOを考えていく。そういったことにこの10年間、力を尽くしてきました。

さらに、町の長年の問題である課題、河北町有地問題、あるいは水道企業団問題、あるいは郷浦幹線の問題も、これがあつては議会が集中できない、そんなことで早期に解決をさせていただく。数え上げれば切りがありません。一生懸命この10年間やってきたつもりであります。きのう、きょう、地方分権だと騒いでいる、道州制が来ると騒いでおるわけではなくて、大口町は平成19年11月に自治功労賞をいただきました。これも、そうした分権社会へ職員が、あるいは町民の皆さんが既に歩み始め

ていただいておりますかと思っております。

これまで、議会の理解を得て、あるいは住民の理解を得て大きく前進をしてきた、この事実は紛れもない事実でありますし、これからの町村合併についても、大口の町村合併についても、歴史をさかのぼれば、明治39年の合併は小口村、あるいは富成村、太田村3村と余野村が合併したことであります。このときに、一番小さい小口村がこれに対して呼びかけをしたというふうに記憶をしています。それからさらに、この合併に対して功績があった酒井覚朗氏が初代の村長になられたのもその功績だというふうに聞いております。小さなものが大きな合併に対して理解を示して動くことが、今最も重要なことだと思っております。

既に今、大きな社会の変化の真っただ中にあります。これに全員が一丸となって向かっていく必要があろうかと思っております。ぜひこの条例に対して、共産党の皆さんも御理解がいただければと、こんなことを思っております。国の指示で動くのではなくて、この町のために御理解をいただければありがたいと思っております。以上であります。

(挙手する者あり)

○委員長(丹羽 勉君) 吉田委員。

○委員(吉田 正君) 先ほどから言いますけれども、私はまちづくり基本条例そのものについて反対せよだとか、そんなことは言うつもりもないですよ。町長の姿勢に問題があると言っているんです、この会議録を見る限り。町民の暴走だとか、あと道州制や市町村合併をまだされてもいないのに容認するような発言があるとか、そういう中でおちおちと本当に大口町のまちづくりということを真剣に考えることができるんですか。本当に大口町を大口町として、このままの状態が残るか残らないか、それは町長さんの影響も非常に大きいかと思えます。我々議会の状況等々も大きいと思えます。しかし、一番大きいのは、やはり住民の皆さん方の意思だというふうに思うんですね。

道州制にしる、市町村合併にしる、これについての住民の意思が何もはっきりしていない、そういう状況の中で、もうそのことを町長自身が容認して、その上でこのまちづくり基本条例というものを志向していく。これを実現させていくということは、これはやっぱりおかしいと思えます、そういう意味ではね。道州制にしる、市町村合併にしる、これは中央から言われてやっていることなんです。そのことについて、そういう認識は全然ないんですかね。私は、それが不思議でならないんです。この大口町の町内の人で、道州制を実現してください、市町村合併を実現してください、こんなことを言った人はいるんですか。いないじゃないですか。

そういう中で、あたかもこれから道州制にしる、市町村合併にしる、中央から言われて仕方がない、道州制をすること、市町村合併をすることがなぜ地方分権なのか、理解に苦しみますよ。中央から言われてやろうとしていることなんですから、これが。そのことを地方分権だ、地方分権だと言って町長さんは御説明される。これは、私はとてもじゃないけど理解ができない。中央が言っていることで

すからね、市町村合併をしるとか、道州制をしるとかと言っていることは、何でそれが地方分権なんですか。地方分権とは相反するんですよ。

きのう、私はNHKで「世界遺産への招待状」という番組を見ました、10時からね、ごらんになられた方もおると思いますよ。サンマリノだったですか、国があるんですね、小さな国が。これ人口3万人といえますから、ちょうど扶桑町の人口と変わらんぐらいの人口なんですね。立派な軍隊も持った独立国だそうですけども、そんな小さな国でも立派に国連に加盟してやっておられる。そういう住民自治を遺憾なく発揮して、今もずうっと続いている、そういう小さな国があるというのに私は非常に驚いたんです。そういうことも日本では許されないことなのか。これを改めて私はこの議案を考える中で、きのう見た状況と重ね合わせると、非常に町長の考え方は残念な考え方だなあというふうに思いました。

これは私の感想です。以上です。

○委員長（丹羽 勉君） 地域協働部長。

○地域協働部長（大森 滋君） 1点だけ説明させていただきます。

私が策定会議の中で五つの尺度を規則の中でということでお話をしましたけれども、その後の委員さんとの検討の中で、条例の中に入れるべきだろうということで、第12条に、住民の連署により大口町全体を対象とする政策の提案があったときには、公平・発展・安全・共生・協働の実現を基準として、政策の提案者と町の執行機関がその提案の必要性、実現の可能性等について共同で検討しますということを入れていただきました。これにつきましては、5月26日の議会との懇談会の資料においても、訂正箇所として提示をさせていただいておりますので、よろしく願いいたします。

○委員長（丹羽 勉君） ほかにありませんか。

（挙手する者あり）

○委員長（丹羽 勉君） 鈴木委員。

○委員（鈴木喜博君） 地域自治組織のところでちょっとお聞きしたいと思います。

9条の2のところの地域自治組織の区域についてでございますが、今ある区域のほかに地域的なまとまりの中で新たに設定することができるというふうに書いてございますが、これは以前に質問された方が見えるかもしれませんが、今現在想定するものはありますか。

○委員長（丹羽 勉君） 地域協働部長。

○地域協働部長（大森 滋君） この9条の第2項については、当然附則の第2項にありますように、9条2項については今後自治組織と話し合っていきたいということの内容の一つになっております。それで、私、先日、市町村ゼミナールというものの中で地域自治組織の改革というようなことで、大阪市と大阪の池田市の実例を聞く機会がありまして、聞かせていただきました。その中では、小学校区ぐらいが一番いいのではないかというお話をいただきました。ただ、これはそういうお話を聞いた

ということでありますので、今ここでそれが最適だとは言いませんけれども、松阪市にしても、池田市にしても、小学校区ぐらいがいいのではないかというような話をお聞きしておるということで御理解いただきたいと思います。

(挙手する者あり)

○委員長(丹羽 勉君) 鈴木委員。

○委員(鈴木喜博君) ということは、小学校区ということは大口町で三つか四つぐらいになるぐらいがいいのかなあというお考えがあるわけですか。

○委員長(丹羽 勉君) 地域協働部長。

○地域協働部長(大森 滋君) 私の考えというよりは、第9条の第2項については地域自治組織とお話をしていくということですので、その中で決まっていくことかなと思っております。

(挙手する者あり)

○委員長(丹羽 勉君) 鈴木委員。

○委員(鈴木喜博君) なかなか大口町というところは古い町というところですが、区の組織というのはすごくしっかりされているというふうに私自身は思っております。新しい大きな区が最近幾つかできてまいりましたので、そこを分割するとかいうことは考えられるのかなあというふうには思いますが、なかなか小学校区にしていくというのは難しいのかなあというふうに思うところであります。

そこで、11条の2のところに必要な権限と財源を自治組織にゆだねるものとするということで、これはやはり附則の2で、将来的になっていくというふうにはお聞きしておりますが、今も私も秋田区の方では少しずつお金をいただいて、区の方でいろいろと計画をしたり、また予算を立てたりやっておりますが、なかなか区の方でそこまで財源というか、お金の方のことを町の方からいろいろと考えていくんですけど、なかなか難しいところもありますが、やはり将来的には地域の方にある程度大きなお金を落とした中で、みんなでやっていくということで考えていけばいいのですか。

○委員長(丹羽 勉君) 地域協働部長。

○地域協働部長(大森 滋君) そうですね。結論的にはそういうことになると思うんですが、その前に、そういった一般財源としてお金をお渡ししたときに、それが公平で民主的な手続で分配できるような組織が要りますよね。今の例えば区長さん一人というようなところはなかなか難しいかなと。そういったところを集団で検討していくというような、複数で検討していくようなこと、あるいは民主的な手続、公平な手続でそういうことができるような組織のあり方を自治区の皆さんとお話をしていくことから始めることかなというふうに思っております。

(挙手する者あり)

○委員長(丹羽 勉君) 鈴木委員。

○委員(鈴木喜博君) わかりました。

あと12条の住民の連署によりということ、これは何人以上ということをおお体考えてみえたんですか。

○委員長（丹羽 勉君） 地域協働部長。

○地域協働部長（大森 滋君） これにつきましては、4月24日の全員協議会のところでお出したものには、5名以上というように書かせていただいております。これが議論の中で、こんな細かいことをこういう基本的な条例の中に入れるのはというような議論がたくさんありまして、抜いたんですけども、その線を考えていきたいとは思っております。また、これは規則の中で決めますので、規則についても議会の方に報告しながらお話をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

（挙手する者あり）

○委員長（丹羽 勉君） 鈴木委員。

○委員（鈴木喜博君） わかりました。

規則の方で決めて、議会の方にもそれをお示ししていただけるということでございますので、規則の方もきちっと決めていっていただきたいと思っております。

あともう1点ですが、先ほど吉田委員の方からも出ましたが、条例の見直しの第28条でございますが、条例が常に社会や大口町の状況に合った内容になるよう努めなければなりませんというふうには書いてございますが、私も参考にさせていただきましたニセコ町の条例案などを見させていただきますと、やはり最低4年に1度は見直しをしていくと。その考え方としては町民がこの条例を育てていくという位置づけで考えてみえます。私も、これはすばらしい考え方だなあというふうに思っています。なかなか見直しをかけるといっても、住民の方からここをこうしろ、ああしろという、なかなかそういう案は出てこないというふうに思っています。そうすると、一方的に行政の方から、言い方は悪いですけど都合のいい解釈の仕方、必要なときだけ変えるというようなことでは、ちょっと不安を持っています。

何とかこの28条のところに、4年に1度の見直しをしていくという文言を入れていただけたらと思っておりますが、いかがですか。

○委員長（丹羽 勉君） 地域協働部長。

○地域協働部長（大森 滋君） この条例の見直しについては、本会議でもお話をさせていただきましたけれども、この条例の中にいろんな住民の方からの声をお聞きするような制度があるということ。それから、28条では、それと議会と町の執行機関にそういう社会、大口町に合った内容になるように努めなければならないという努力目標を決めさせていただいておるということです。そういう中で、2年だ、3年だ、4年だ、5年だということではなくて、必要なときに改正をしていくということになるのかなと考えております。

この条例が制定されてきた経緯というんですか、手続等を含めて考えていただくとわかると思いますが、この条例を見直しするときにも、執行機関が勝手に都合のいいようには直せないのではないかと。その理念も定義づけされておりますので、そういうことにはならないと自分では思っております。

(挙手する者あり)

○委員長(丹羽 勉君) 鈴木委員。

○委員(鈴木喜博君) 言われることはごもっともとは思いますが、こうして今回、この条例がテーブルの上に乗ってきて、議論が活発になっていく。しかし、これが一たん条例の中に入ってしまうと、なかなかテーブルの上に乗せて議論するということは、多分、今まで私も6年、議会の方にお邪魔しておりますが、なかなか一度出たものがすぐに出てくるようなことはないように思いますので、もう一度そこら辺のところを再検討していただき、また先ほど住民の方からということがありましたが、住民の方から町の方に対して言ってくるというのは、前回、3件のうちの1件が議員からで、あと2件が住民ということでございますので、その程度の少なさというふうに思われますので、何とかこのところにそういう文言を入れていただいて、本当にみんなで育てていくという条例にさせていただけたらというふうに強く思います。よろしくお願いします。

○委員長(丹羽 勉君) ほかにありませんか。

(挙手する者あり)

○委員長(丹羽 勉君) 宮田委員。

○委員(宮田和美君) 本当に無から有ということで、こうした条例をつくって進んでおりまして、いろいろな御意見等々を聞かせていただいて、私も少しは皆様方の御意見が参考になって、とにかく物の基本にはいろんな意見があるとは思いますが、やはり町民の皆様方のことを考えて、いろんな意見が出ておると思います。

一つのものを見ても、見る角度によっては裏があれば表があるように、見る角度によればいろんな見方が出てきておるというようなことで、意見の相違というものが若干は感じられることだということで、聞かせておっていただきました。

本当に皆様方のそれぞれ納得のいく意味があつて申されていると思うんですね。これも、すべて町民の皆様方がどうやったら安心・安全だとか、豊かな町だとかいったようなことがこの大口町でなされていくのかというようなことで、一生懸命議論されていると思うんです。

その中で、私もただいま鈴木副議長さんからもお話があつたように、とにかくいろんなものをやって100点ということはないから、とにかく始めて、それが悪かったら見直すべきということが明確にされておると。私は本当にこの文言がなかったらちょっと賛成できんなということが、まず一番最初もらって見たときに感じました。

やはり一つのものはまずスタートさせて、悪かったらみんなで直していくという、この28条という

のは非常にすばらしいなということを感じております。

だから、ただいま委員さんがおっしゃったように、ここで本当は私も原則4年というような文言を入れて、そのほかに特別なことが発生した場合に随時それを協議の場へ上げていくというようなことでもいいんじゃないかなというふうに思って、これは見させていただいております。そうでないと、4年間待っておらないかなというようにすることもいかんし、ちっとも直れせん。

だから、この28条というのは本当にすばらしいと思っておりますので、恐らく皆さん、心の中でもあると思うんです。いやあ、決めたいけれどもどうしようやと。じゃあこれ直さないかんじゃないかというようなことで見直していくというのが、私は本当に条例案を育てていくと。これはみんなで育てていかないかと。これが100点なんていうことはあり得ると私は思っておりますので、そこら辺を、今同僚の委員の方からいろいろ御意見いただいて、皆さん方もそれぞれ心の中に感ずることが多々あったかと思えますけれども、本当に28条だけはきちんとやっていただいて、文言を入れていただけたら本当にすばらしいと思うんです。以上でございます。

○委員長（丹羽 勉君） 地域協働部長。

○地域協働部長（大森 滋君） 28条につきましては、先ほど宮田さんも言われたように、期限を決めればそれまで待つ必要があるのではないかなというようにもありますので、私としては期限を定めずに、先ほど申し上げたような理由で、必要になったときに随時見直しをしていくということが非常に柔軟で、その時々に対処しやすいものではないのかなということを考えておりますので、御理解をいただきたいと思えます。

（挙手する者あり）

○委員長（丹羽 勉君） 鈴木委員。

○委員（鈴木喜博君） 今の28条の件でございますが、今部長が言われるように、いつでも変えられるというふうには、私もそれは大賛成なんですけれど、でもそれはいつでも変えられるというところのみそがあるわけで、やはりきちっとした年月を入れておくことによって、それも一つのくくりになっていくということを私は強く思います。何とかここで委員長さんにもお願いしたいと思えますが、最低4年に1度の見直しを入れるという文言をこの中に入れていただくことをお願いしたいというふうに思います。

○委員長（丹羽 勉君） 地域協働部長、今の答弁はいいですか。

それでは、ほかにありませんか。

（挙手する者あり）

○委員長（丹羽 勉君） 酒井委員。

○委員（酒井久和君） 本会議、あるいは部長との意見交換、あるいはまた策定委員会の中での発言等でほとんど出尽くしておりますし、私も発言させていただきまして、重複しているところのないよう

に発言いたしますが、重複しておったらごめんなさいね、よろしく願いをいたします。

この前も本会議のときをお願いいたしました逐条解釈と規則、こういうものはやっぱりつけるべきだったと私は思うわけでございます。

もう一つは、地区で出前講座を行っていくということがこの前の骨子の中では強調されておりました。したがって、これもこれだけのものができたら、やっぱり報告に地区へ歩くべきではなかったかなあと、そんなふうに反省をするわけでございます。

それからまた、きょうは職員の方にたくさん出席しておっていただきますけれども、職員の方がすべてこの条例についてどの程度理解されているか。経営会議を通して末端まで当然浸透しているもの、そういうふうに推察いたしますけれども、執行側としてもこれは当然行っていただくべきじゃないかと、そんなふうに思います。

もう一つは、住民にとって大きく変わってくるのは、先ほども質問の中にありました地域自治組織、すなわち現在であれば区の制度でございますが、この点につきまして、先ほどちょっと部長の方から御指摘がありました、やっぱり各区の伝統というものがありますので、そこら辺のところを十分尊重されて見直しをかけていかないと、いろんな問題が発生するんじゃないかと、こんなふうに思います。したがって、各区の状態というものを十分に把握されている、こういうふうに思いますが、その点はどんなものでしょうか。

○委員長（丹羽 勉君） 地域協働部長。

○地域協働部長（大森 滋君） 逐条解説についての御意見ですけれども、今、それをつくっておる最中というところで御理解をいただきたいということです。

それから、職員につきましては、経営会議の中で説明をさせていただいた結果、職員からの指摘の件数が50件を超える、ざっと計算すると59件になるかと思いますが、50件を超えるいろいろな意見をいただいております。これについても、必要なものについては修正をかけてきたという経緯があります。

それから区の実態ですけれども、区については本当に行政区によってかなり実情が違いますし、実際、本当に何とかしてほしいという区長さんも見えますし、一方では今の区でいいんじゃないかということをおっしゃった区長さんもいますので、やっぱりそういう実態をまず町の方も共有しながら進めていく必要があるのかなということだと思います。よろしく願いいたします。

（挙手する者あり）

○委員長（丹羽 勉君） 酒井委員。

○委員（酒井久和君） このことも申し上げたかどうか、ちょっと私の記憶が定かでないでいかんですけれども、阪神大震災の折に、一番役に立ったという言葉が大まかでいかんですけれども、大変大きな地震でございまして、6,000余名の方が亡くなっておるわけでございますけれども、そのときにた

くさんのボランティアが全国から駆けつけて、元気村とか、いろんな状態で支援をしたということを記憶しておりますが、その中で、一番早く隣近所を助けることができたのは町内会であったということが、あまり大きく報道されておられません。当然自分自身が大変な状態でありますから、破壊されてしまった町もありますから、なかなかそこまでは行けなかったかもしれませんが、小さな記事で私、読んだ覚えがございます。やっぱり日ごろからの町内活動というものが充実しておったところは、一番早く人命救助もできたとし、火災の手当てもできたというようなことが報道されておったと。こういうことをひとつ十分に御留意願いたいと思うわけでございます。以上でございます。

○委員長（丹羽 勉君） 地域協働部長。

○地域協働部長（大森 滋君） 私も、淡路島の北淡町に視察に行った折にそのことを実感しております。

それから先ほど申しあげました市町村ゼミナールの中でも、ある調査で災害等があった場合、その地域を頼るといふ人が70%に上っておるといふことなんですね。ただ、その一方でそういう地域の役につきたくないといふ人が実際は大半であるといふことで、そういうギャップを埋めていくことが大事だということも課題としてあるといふことを聞いておりますので、やっぱり地域自治組織というのはこれからも何かにつけて必要になってくるといふことを前提にして、お話を進めさせていただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

○委員長（丹羽 勉君） 会議の途中ですが、10時45分まで休憩といたします。

(午前10時30分)

○委員長（丹羽 勉君） 大変お待たせしました。休憩を閉じ、会議を再開します。

(午前10時57分)

○委員長（丹羽 勉君） 質疑ありませんか。

(挙手する者あり)

○委員長（丹羽 勉君） 岡委員。

○委員（岡 孝夫君） 確認を含めて一つお伺いしたいんですが、先ほどの答弁の中に、29条ですが、規則をこれから制定していくということの中で、策定委員さんの御意見もいただいていくということですが、それでよろしいですね。

○委員長（丹羽 勉君） 地域協働部長。

○地域協働部長（大森 滋君） 規則につきましても、策定会議の方に報告をしながら、さらには議会の方にも報告をして、規則についても制定をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

(挙手する者あり)

○委員長(丹羽 勉君) 岡委員。

○委員(岡 孝夫君) 今、規則の制定に関しては策定委員の皆さんの意見を反映させながらやっていくということで回答をいただきました。

一方、見直しについても、マイナーなものもあるだろうし、メジャーなものもあるだろうし、こちら辺については策定委員さんの意見は入るものなのか、入らないものかをちょっと伺っていきたいんですが。

○委員長(丹羽 勉君) 地域協働部長。

○地域協働部長(大森 滋君) この策定会議の委員について、現行でということにはなかなかないかもしれませんが、大きな見直しが必要だというときには、そういう策定会議をまた立ち上げて行っていくということもあり得るのかなとは考えております。

(挙手する者あり)

○委員長(丹羽 勉君) 岡委員。

○委員(岡 孝夫君) もう一つ続けますが、だからメジャーな改定、例えば全面改定とかいう話になってきますと、当然それに伴って規則の方の改定もまた出てくるということになるわけですが、これについて、ずうっと続いていく、策定委員さんとの関係というのは人がかわっていくかもしれないということでしたが、今後、条例の見直し、あるいは規則の見直しとか、永続的に考えていくと、こういう策定委員さんとの付き合いというか、この関係はどうなっていくのかだけ最後をお願いします。

○委員長(丹羽 勉君) 地域協働部長。

○地域協働部長(大森 滋君) 今回の策定委員の方については、ことし、この規則をつくったところで一度、そこで策定会議としては解散していくことになるのかなと思います。新たに見直しをしていく中で、文言程度の見直しじゃなくて、非常に考え方を変えるとか、大きな見直しになってきたときにはやっぱり策定会議を、先ほど言ったように新たに立ち上げて、また議論をしていただきながら決めていくということになるのかなと思いますけれども。

○委員長(丹羽 勉君) ほかにありませんか。

(挙手する者あり)

○委員長(丹羽 勉君) 吉田委員。

○委員(吉田 正君) 地域協働部長さんをお願いをするわけですが、当然こういうまちづくり基本条例というものが制定されていくことになっていくとすれば、私は議会基本条例というものも当然必要になってくると思うんです。この間の策定委員さんと議会との懇談の中でも、最後の方で委員さんの方からそういう声もあり、当然そのときに議長さんがたしかお答えになられたんだろうというふうに思うんですけれども、そうした折には、ぜひ地域協働部長さん、並びに関係される職員の皆さま

ん方のお知恵も拝借をしていきたいなというふうに思いますし、私自身もどういったものがあるのかということ自分で自分なりに調査しておるわけですが、しかし、なかなかいい知恵も浮かんでこない。どういふものが一番いいのか、そうしたことも絶えず検討しておりますので、またぜひ個人的にも御協力を賜りたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひします。

○委員長（丹羽 勉君） ほかにありませんか。

（発言する者なし）

○委員長（丹羽 勉君） 質疑ないようですので、質疑なしと認めます。

（挙手する者あり）

○委員長（丹羽 勉君） 木野委員。

○副委員長（木野春徳君） 先ほど第28条のところ、鈴木委員、また宮田委員さんの意見で、期限を入れるという要望がありました。執行部の方も受け入れてもいいようなお話ですので、ここで修正案を出したいと思いますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（丹羽 勉君） 異議なしと認めます。では、修正案を出してください。

暫時休憩します。

（午前11時02分）

○委員長（丹羽 勉君） それでは休憩を閉じ、会議を再開します。

（午前11時03分）

○委員長（丹羽 勉君） 木野委員。

○副委員長（木野春徳君） それでは、議案第42号 大口町まちづくり基本条例に対する修正案ということで、朗読をさせていただきます。

議案第42号 大口町まちづくり基本条例の一部を次のとおり修正する。

第28条に次の2項を加える。

2項、前項の目的を達成するため、この条例の内容については、平成22年4月1日から数えて4年ごとに見直しを行うものとします。

3項、前項の規定は、この条例の4年未満における見直しを妨げるものではありません。

以上です。

○委員長（丹羽 勉君） 質疑につきましては先ほど終了しましたので、議案第42号 大口町まちづくり基本条例の制定について、修正案を含めて採決に入ります。

賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○委員長(丹羽 勉君) ありがとうございます。全員の方の賛成であります。よって、本案は修正案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第43号 大口町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題とします。

質疑ありませんか。

(挙手する者あり)

○委員長(丹羽 勉君) 吉田委員。

○委員(吉田 正君) 実は、この議案については3月議会の折に、介護納付金の基礎課税額が9万円から10万円に変更するという議案として出されていたというふうに記憶するわけでありましてけれども、再度こういうことになったいきさつは議場の外で伺ったわけですが、要するに足らなんだということなんですけれども、国会の方も3月の年度末ということで、こういう情報が流れてくるのが3月議会のぎりぎりになったりだとか、いろんなことで、それは職員の皆さん方も大変だろうというふうには思いますけれども、そういう折には、やはり6月議会もあるわけですので、きちんとまとめていただいて出された方が、私は二度手間にはならないというふうに思いますので、そうしたこともぜひ考慮していただけたらなあと思いますが、いかがでしょうか。

○委員長(丹羽 勉君) 戸籍保険課長。

○戸籍保険課長(江口利光君) 3月のときに、国民健康保険税における税率改正をお願いいたしております。今回、減額部分の改正につきましては、3月の国保税条例の改正のときに同時に行うべき内容であったというふうに思っておりますが、今回、軽減部分につきまして改正ができておりませんでしたので、お願いをさせていただいております。今、議員さんが言われましたようなことにつきましては、今後十分考え、検討しながら進めたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

(挙手する者あり)

○委員長(丹羽 勉君) 吉田委員。

○委員(吉田 正君) これから採決に多分入っていくんだろうということで発言させていただきますけれども、私は当然値上げについては、前の議案については3月議会で反対しておりますので、その立場をとりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。以上です。

○委員長(丹羽 勉君) ほかにありませんか。

(挙手する者あり)

○委員長(丹羽 勉君) 木野委員。

○副委員長(木野春徳君) 一つだけ聞いておきたいことは、限度額が10万円になりましたけれども、その限度額9万円を超える方というのはどれぐらいの人数の方が見えるのかと、あと軽減を受けられる方の人数を、わかればいいです。わからなければまた後で教えていただければと思います。

○委員長（丹羽 勉君） 戸籍保険課長。

○戸籍保険課長（江口利光君） 21年度の国民健康保険税の賦課につきましては、7月が本算定になっております。その関係上、人数につきましては、現在のところきちとした数字は出ておりませんので、よろしくをお願いします。

○委員長（丹羽 勉君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（丹羽 勉君） それでは、質疑なしと認めます。

採決に入ります。

賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（丹羽 勉君） ありがとうございます。挙手多数であります。よって、本案は可決すべきものと決しました。

次に、議案第44号 大口町児童厚生施設等の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題とします。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（丹羽 勉君） 質疑なしと認めます。

採決に入ります。

賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（丹羽 勉君） ありがとうございます。全員の方の挙手であります。よって、本案は可決すべきものと決しました。

次に、議案第46号 平成21年度大口町一般会計補正予算（第2号）（所管分）についてを議題とします。

質疑ありませんか。

（挙手する者あり）

○委員長（丹羽 勉君） 木野委員。

○副委員長（木野春徳君） 2点ほど教えてください。

教育費、小学校費の地域に働きかける学校づくり推進事業委託料とあるんですが、これは北小でということですけど、具体的にどんな事業なのか教えていただきたいのと、それから中学校費の学校サポート事業委託料400万、これもちよつと教えていただけますか。

○委員長（丹羽 勉君） 学校教育課長。

○学校教育課長（近藤孝文君） 木野委員さんの御質問を2点ほどいただきましたので、お答えさせていただきます。

まず、小学校の地域に働きかける学校づくり推進事業委託料の内容ですけど、今どこの学校も、学校内のみの活動ではなくて、対地域、学校外の活動を重視というか、そちらの方の教育を目指してみえます。今回、北小学校でこの補正予算をお願いしたのもその点でございまして、地域の交流、地域といかにかわりを深めるか、またきずなづくりを行うかということを中心に、今回委託料として組ませていただきました。地域の行事への参加を目指してみえまして、主なものといたしまして、町のやろ舞い大祭とか、いろんな行事があるかと思えますけれども、その行事に積極的に参加して、北小学校をアピールするというのが今回の主な内容のものであります。

それから、中学校の委託の件でございます。入につきましては、国庫の補助金からいただくという形で、ふるさと雇用再生特別交付金に基づきましてこの事業を行うものでございます。内容につきましては、中学校のサポート事業ということで、現在スクールネットということで情報教育の充実を深めております。さらに深めたいということで、今回、情報教育をより深めるために、アシスタントを3人雇用して、情報教育並びに情報学習の充実を図るものでございます。

それ以外にも、この3名を使いまして、学校内での諸事業のアシスタントを行っていただく予定でおりますので、よろしくお願いたします。以上です。

○委員長（丹羽 勉君） ほかにありませんか。

（挙手する者あり）

○委員長（丹羽 勉君） 吉田委員。

○委員（吉田 正君） 中学校の運営事業ですけども、学校サポート事業というのは二つの事業があるということで、スクールネットについては今説明を受けたわけですけども、もう一つの校内巡回というのも説明があったと思うんですが、これは具体的に、情報教育で雇った3人とは別に、校内巡回のために何人かの人を雇用するんですか。教えてください。

○委員長（丹羽 勉君） 学校教育課長。

○学校教育課長（近藤孝文君） 説明不足で申しわけございません。

今回雇用させていただきますのは、3名の方でございます。いずれもパソコンにたけた方を3名雇用する予定でございますけど、その方々が、相談役のお姉さん、おじさんという形で、校内を巡回というか、子供たちの相談を受けるという役割を担っていただくつもりでおります。以上です。

（挙手する者あり）

○委員長（丹羽 勉君） 吉田委員。

○委員（吉田 正君） コンピューター教育のアシスタントもやりながら、いろいろ子供たちの相談事もやるということなんですけれども、子供たちが例えば相談したいようなことがある場合、相談室と

いうのがありますよね、もともと。そこに例えばこういう人たちが常駐してみえるのか、どういった形でやられるのでしょうか。

○委員長（丹羽 勉君） 学校教育課長。

○学校教育課長（近藤孝文君） まだそこまで、申しわけございませんけど、学校と詰めておりませんが、部屋をどこに当てるのか、それからどんな時間帯にその方々に相談活動をしてもらうのかどうかというのは、予算決定後、学校とさらに詰めたと思いますので、お願いいたします。

（挙手する者あり）

○委員長（丹羽 勉君） 吉田委員。

○委員（吉田 正君） 最後ですけど、やはり今、中学校というのは校内を巡回せざるを得ないほどの状態なんではないでしょうか。

○委員長（丹羽 勉君） 学校教育課長。

○学校教育課長（近藤孝文君） 平成20年度に開校いたしました。確かに、そのときに大口中学校、大口北部中学校の二つの生徒が一緒になって一つのものをつくり上げたわけなんですけど、去年はトラブルがなかったということは否定できません。本年度に入りまして、その件数というのは減っておりますし、減るような対策を講じております。以上です。

○委員長（丹羽 勉君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（丹羽 勉君） 質疑なしと認めます。

採決に入ります。

賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（丹羽 勉君） ありがとうございます。全員の方の賛成であります。よって、本案は可決すべきものと決しました。

次に、議案第47号 平成21年度大口町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

質疑ありませんか。

（挙手する者あり）

○委員長（丹羽 勉君） 吉田委員。

○委員（吉田 正君） 介護サービスに従事される人たちの賃金の問題が、今全国でも問題になっていると思うんですね。そういう意味で、国の方も介護保険のサービスに従事しておられる職員の方々に対する賃金の引き上げを求めていますよね。こんなことは初めてですけども、国自身が今まで一般会計の繰り入れというのは、それぞれの自治体でおやりになるのは構いませんけれども、しかしその

こと自体を大手を振ってやってもいいよということは言ってきませんでした。ところが、今回は臨時措置と称して、雇用対策、またそうしたところで働く従事者の労働条件の改善等々のために基金を創設してきたわけですね。そういう状況があるわけですので、当然私はこの認定調査に係る臨時職員の方の賃金も引き上げていかなければならないというふうに思うんですけども、そこら辺はどのように考えておみえになるんですか。

○委員長（丹羽 勉君） 健康生きがい課長。

○健康生きがい課長（吉田治則君） 国が3%介護報酬を引き上げるとことでありますけれども、臨時職員につきましては、全庁的な考えの中で単価が決められております。ですから、介護報酬3%引き上げをこの認定調査事業の臨時職員に充てるということは、ちょっと違うのかなというふうに考えております。

（挙手する者あり）

○委員長（丹羽 勉君） 吉田委員。

○委員（吉田 正君） それは違っておってもいいわけですけども、違っておってもいいというのはどういうことかという、介護に従事する職員の労働条件の改善のために賃金を上げなさいと国は言っておるわけですよ、要するに。だから、当然認定調査をされる職員も、私は介護に従事される職員と同等に賃金の改善が必要だと思うんですよ。そうしないと、そうした認定調査をやられる人の雇用そのものも確保していけないというふうに思うんですよ。これもたまたま3月末に1人おやめになったものだから追加されたわけですけども、私はそうした認定調査をやられる人についての賃金改善もあわせてやらなくちゃいけないと思うんですよ。もともと介護保険の中で、サービスに従事されておられる人たちの賃金の改善を国がやれと言っておるわけですから、そこだけは地方分権ではまた困るんですけど、それこそ。国が言っておるから普通やるというのが今までの大口町の町政だと思うんですけども、しかし、この面になると今度はやらないという話になるもんだから、私はどっちが正しいのかよくわかりませんが、全国的に言われている介護に従事する人たちが低賃金で働かされているということ自体は、どこの自治体に行こうが同じ問題なわけですから、そういうことが全国的に行われているのであれば、同じように、情勢適応の原則というのがあるわけでしょう。だから、そういう原則に合わせて、当然この認定調査をやられる臨時職員の方の賃金も引き上げるべきだと思うんですよ。そうしないと理屈に合わないんです、これは。いかがですか。

○委員長（丹羽 勉君） 健康生きがい課長。

○健康生きがい課長（吉田治則君） 先ほども申し上げましたように、大口町での臨時職員という考え方の中で、そこには専門職の臨時職員の方も当然見えます。その臨時職員の賃金につきましては、定期的に多分見直しもされるというふうに思っておりますので、その中で、議員が言われたところも考えていきたいなあというふうに思っております。

(挙手する者あり)

○委員長(丹羽 勉君) 吉田委員。

○委員(吉田 正君) ここはやっぱり部長さんに答えてもらわないと、それは答弁が続かないですよ。課長さんにこの答弁を任せるのはちょっと酷かなあというふうに思うんですね。これはやっぱり部長が、総務部長なり、同僚の部長さんたちとの幹部会等々があると思うんですね。そういう中で、介護に従事される人たちの賃金の改善が全国的に行われている中で、この認定調査をやる町の臨時職員は、じゃあ賃金の改善はやらなくていいのかどうなのか、そういう議論をきちっとして、そうした中で結論を出してもらわないといかんと思うんですよ。そうしないと、これ片手落ちですよ。各市町村の臨時職員の人たちの賃金が上がらんのに、民間のそこで働く人たちの賃金が上がるのかということになっちゃうんですよ。あっちも上げておらんのに、そんならうちも上げるのやめようかということになっちゃいますよ。率先してそういうことについては目配りしていただいて、改善すべきところは改善すべきじゃないですか。私はそう思うんだけど、端的にお答えください。

○委員長(丹羽 勉君) 健康福祉部長。

○健康福祉部長(村田貞俊君) まず、今回の補正部分につきましては、認定調査員でないことを先に申し上げておきます。そして、後段の部分につきましては、そういった特別な能力を持った方というのは、大口町の場合、既に一般事務と違う賃金体系をとっておりますので、そういった中で行っていると。基本的な考え方としましては、先ほど課長が言いましたように、改定の時期、そういうところでなされてくると思いますので、そういった考えでいきたいと思っております。

(挙手する者あり)

○委員長(丹羽 勉君) 吉田委員。

○委員(吉田 正君) だから改定の時期が今来ておるんですよ。そういうふうにとらえないと、これは。介護従事者の労働条件の改善等々が今行われているわけですよ。だから、同じようにこれも今改善する時期なんです。だから、そういうふうにとらえないと。一般事務の職員と違うから、要するに一般事務の職員より時給が高いから、それでいいということじゃないんですよ。こういう人たちの賃金の引き上げをしなさいよということを今言っておるわけでしょう、全国的にそれがやられているわけですよ。だから、それを今改定する時期じゃないですか。今それをやらなくちゃいけないんですよ。今がその時期なの。だから、相談してやってくださいと言っているんです。

○委員長(丹羽 勉君) 健康福祉部長。

○健康福祉部長(村田貞俊君) この件につきましては一般質問も出て、一部かぶるのかなと思うところはございますけれども、現状の中では、今そういった調査、さらには保健師、そういった特別職に当たる部分については、特に今回の介護保険の賃金アップ、そういった部分のことと兼ね合わせましても、今大口町がお願いしているものは、一般的に施設で働いてみえる職員さん、そういった部分と

比較するという事は現状しておりませんが、大口町としましては、特に処遇が悪いというふうには考えておりません。

(挙手する者あり)

○委員長(丹羽 勉君) 吉田委員。

○委員(吉田 正君) 処遇が悪いというふうには考えていないというのは、多分よそとの比較からそういう言葉が出てくるんだろうというふうには思うんですけども、しかし、よそと比較していいからいいということじゃないんですよ。もともと介護に従事される人たちの賃金が余りにも低いから、しかも2回にわたって介護報酬の引き下げが行われたわけでしょう。そういう中で、今度の引き上げというのが浮上してきたんですよ。大口町の場合でいけば、臨時職員の方の賃金の改定がたしか去年でしたか、行われたと思うんです。そのときに、それまでは経験が5年あるとその時点で50円とか、そういう引き上げがあったと思うんですけども、そういうのもなくなってしまって、経験年数にかかわらず賃金がずうっと同じような状態にされてしまっていますよね、現実の話が。だから、そういう実態では、私は喜んで仕事をやっていただけるような状況ではないというふうに思うんですね。よそと比較してみても当然そうだと思うんですよ。

皆さん方、正規の職員の人たちは、たとえ人事院勧告で0.1%のアップだとかがないとしても、定期昇給はあるんですよ、少なくともね。しかし、臨時職員の皆さん方というのは定期昇給すらない、そういう状況だということなんです。そういう意味では、同じようなところで働いてみえる人たちなのに待遇が全く違う、これはやっぱり待遇を改善すべき点だと思いますよ、そういった点からしてもね。あわせて、やはり介護の部分で従事されてみえる方々の賃金の底上げを図るには、やはりそれぞれの自治体等々の努力も必要じゃないかなあというふうに思うんです。そういう意味では、必要がないというのは甚だ理解に苦しむんですが、いかがでしょうか。

○委員長(丹羽 勉君) 健康福祉部長。

○健康福祉部長(村田貞俊君) いずれにいたしましても、町の事務職員といたしまして、そういった全体的な見直しをしていくという部分については、先ほど言われましたように、何年間というスパンはちょっと把握しておりませんが、そういった中で考えていかれますので、それで考えていきたいと思えます。

○委員長(丹羽 勉君) ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(丹羽 勉君) 質疑なしと認めます。

採決に入ります。

賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○委員長（丹羽 勉君） ありがとうございます。全員の方の挙手であります。よって、本案は可決すべきものと決しました。

次に、議案第48号 尾張市町交通災害共済組合を組織する地方公共団体の数の減少及び尾張市町交通災害共済組合同規約の変更についてを議題とします。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（丹羽 勉君） 質疑なしと認めます。

採決に入ります。

賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（丹羽 勉君） ありがとうございます。全員の方の挙手であります。よって、本案は可決すべきものと決しました。

次に、議案第49号 愛知県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び愛知県後期高齢者医療広域連合同規約の変更についてを議題といたします。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（丹羽 勉君） 質疑なしと認めます。

採決に入ります。

賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（丹羽 勉君） ありがとうございます。全員の方の挙手であります。よって、本案は可決すべきものと決しました。

以上をもちまして、付託を受けました議案の審査は全部終了しました。これをもちまして、文教福祉常任委員会を閉じます。

（午前11時30分 閉会）

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

文教福祉常任委員会

委員長 丹羽 勉